

# 手 続 き 的 保 障 に 関 す る 保 護 者 へ の 通 知

保護者の皆さまへ :

お子様（生徒）が本プログラムに該当している、または、現在、特別教育サービスを受けているため、こちらの手続き的保障の通知（通知）をお送りしております。生徒が特別教育に該当する場合、その地区的教育委員会は無償の公教育（共通略語：FAPE）を提供する必要があります。FAPEを提供するには、教育委員会は皆さまと協力して取り組む必要があります。皆さまは、生徒の固有のニーズを考慮し、個別教育プログラムまたは<sup>1</sup>IEPを構成するIEPチームの一員です。<sup>1</sup>IEPは、生徒の固有なニーズに合わせた指導を提供し、意味のある教育的進歩ができるよう、十分な支援サービスを含んでおり、年齢や発達段階に応じた適切な期待に基づき、生徒が社会的および情緒的な発達を含む知識と技能の習得ができるよう支援する必要があります。各生徒に特化した特別な教育サービスは、すべて公費で提供されますので、皆さまに費用の負担はありません。連邦の公共の教育システムではすべての生徒は、障害がある生徒を含め、マサチューセッツ州のカリキュラムフレームワークにある指導基準に基づいた教材で学ぶ機会を受ける権利があります。マサチューセッツ州では、私費で私立学校に通っている障害のある州在住の生徒に対しても、その生徒が特別教育サービスを求める場合、FAPEを受ける権利があります。

州および連邦の法律には、教育委員会が、生徒が特別教育の対象であるか判断する際、また対象である場合、生徒がどんなサービスを受けるのかを決める際に、遵守すべき規則を設けています。これらの法律には、生徒が特別教育を受ける対象期間全体を通して、FAPEを受けることを保証するための詳細な手続きに関するものも含まれています。特別教育は教育に関する法律の中でも複雑で厳格に管理されている分野です。その法律は、生徒を保護するため、そして、生徒が適切な教育サービスを受けることを保証するために制定されました。特別教育のプロセスを理解するための情報は、学校案内事務所、小中学校教育のマサチューセッツ州部門（DESE）、障害のある生徒の保護者専用の機関、民間の特別教育機関にて確認できます。これらの機関からの情報は、生徒が適切な教育サービスを受けることを保証するために、教育委員会と協力して取り組むために役立ちます。DESEは保護者および教育委員会に対しインターネット上で広範囲の情報を公開しています。DESEのウェブサイトの表は、こちらの通知の最後に記載しています。

この通知は、生徒の特別教育を計画している皆さまの権利について重要な情報を提供します。手続き的保障は、皆さまが、教育委員会が提案していることを把握していること（「通知を受け取る」）、その計画に同意すること（「保護者の同意を取得」）、教育委員会との意見の相違を解決するための機会を持つこと（「適正な手続き」）を確実にするための具体的な規則となっています。法律における手続き的保障は、この書類で説明されている追加の保護も提供しています。

<sup>1</sup>生徒が参加するIEPがどのように構成され、実行されるのかについてはIEPプロセスガイドをご確認ください。

この書類（手続き的保障の保護者の通知）は、以下の質問に対応しています：

|   |       |
|---|-------|
| <u>「事前の書面通知」とは何ですか、また、いつ受け取りますか？</u>            | 2ページ  |
| 1. <u>「保護者の同意」とは何ですか、また、教育委員会はいつ同意を尋ねてきますか？</u> | 2ページ  |
| 2. <u>教育委員会は保護者の要求に応じて評価しますか？</u>               | 3ページ  |
| 3. <u>「独自の教育評価」とは何ですか？</u>                      | 5ページ  |
| 4. <u>生徒の記録をいつ確認することができますか？</u>                 | 5ページ  |
| 5. <u>保護者や学校はどのように問題を解決することができますか？</u>          | 6ページ  |
| 6. <u>私立学校に生徒は在籍している場合、保護者の責任は何でしょうか？</u>       | 7ページ  |
| 7. <u>学校からの生徒の移行計画についてするべきことは何ですか？</u>          | 13ページ |
| 8. <u>学校には障害のある生徒に対してどのような規律がありますか？</u>         | 13ページ |
| 9. <u>法律や規則、その他の重要な情報はどこで確認できますか？</u>           | 14ページ |
| 10. <u>.....</u>                                | 15ページ |

生徒が特別教育の対象である場合、少なくとも年に1回はこちらの通知が送られます。いつでも教育委員会またはDESEの書面を要請することができます。こちらの書類はDESEウェブサイトにて確認できます  
<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/families/prb/default.html>.

## 1. 事前の書面通知とは何ですか、また、いつ受け取りますか？

34 CFR § 300.503

教育委員会は、生徒を特定するための手順を実施するため、または、生徒を評価するため、生徒に特別サービスを提供するため、生徒のプログラムを変更するための提案や拒否する際に書面通知を提供する必要があります。連邦規則はこれを「事前書面通知」と呼んでいます。書面通知には以下のことを含んでいる必要があります：

- 教育委員会が**何**を提案または拒否したのか説明されていること；
- 教育委員会が**なぜ**提案または拒否したのか説明されていること；
- 教育委員会が**どのように**提案または拒否することを判断したのか説明されていること、各評価手順、評価、記録、教育委員会が判断するのに使用した報告書が含まれていること；
- 生徒の個別教育プログラム（IEP）チームが考慮した他の選択肢、および、その選択肢が拒否された理由について説明すること。

教育委員会はこちらの情報をDESEによる形式やDESEウェブサイト、または、同じ情報が含まれている独自の形式にて提供します。

教育委員会が次のことをする際、事前書面通知を受け取ります：最初の評価や再評価の実施の提案；新しいIEPや修正されたIEPの提案；規律上の理由を含む配置の変更の提案；特別教育サービスの終了の提案。

教育委員会が特別教育サービスの資格がないと発見した場合、または、評価や生徒への特別教育の規定

に関連する要望を断った場合は、通知が届きます。教育委員会からの通知は、明らかに実行可能ではないものでない限り、皆さまの母国語で記載されているか、皆さまが使用する他のコミュニケーション方法にて送られます。皆さまの母国語や他のコミュニケーションの方法が記載できる言語でない場合、教育委員会は学校の通知が口頭や他の方法（手話など）にて伝えられ、皆さまが通知の内容を理解されているか確認する必要があります。

教育委員会は書面通知を提供し、公共の健康保険（MassHealthまたはメディケイド）を使用することを尋ねる前に、皆さまの同意、または書面の承諾を要請して、生徒の特別教育サービスにかかる最初の費用を支払います。

事前の書面通知が届いた際、こちらの手続き的保障の書類も送られてきます。もしくは、こちらの通知を今学期で、すでに受けている場合は別の書類を取得できる方法が伝えられます。また、連邦や州の特別教育に関する法律を理解するのをサポートする担当者についても伝えられます。

## 2. 保護者の同意とは何ですか？

34 CFR § 300.9 および 603 CMR 28.07 (1)

教育委員会は、皆さまの同意および署名「保護者の同意」の取得なしに、生徒へ特別なテストや特別なサービスを提供することはできません。教育委員会は皆さまに連絡をとり、生徒のために何をするのか明確に説明する必要があります。そして、教育委員会は、学校の提案に皆様が同意することを示す同意書に名前を署名するように尋ねます。こちらで「保護者の同意」を取得したことになります。

同意は任意です。同意はいつでも撤回や戻すことができます。同意を戻す際は、そのことを書面にて手続きをする必要があります。同意の撤回については、教育委員会の将来の行動についてのみ適応され、すでに起きたことに関しては適応されません。教育委員会は、皆さまがサービスや活動を拒否したこと理由に、皆さまや生徒に他のサービスやメリット、活動をお断りすることはありません。

教育委員会が生徒の評価や再評価の一環として既存のデータを確認する前や、MCASや一般教育プログラムの一部であるクラスルームテストのような、すべての生徒に実施するテストやその他の評価方法を実施する前、連邦や州の教育事務所と情報を共有する前に、皆さまが同意する必要はありません。

### 2.1 教育委員会はいつ同意を尋ねますか？

34 CFR §§ 300.300, 300.154 および 603 CMR 28.07(1)

教育委員会は以下の状況において保護者の同意を尋ねます：

#### 生徒が特別教育の資格があるか判断するための最初の評価を承諾する場合

教育委員会は、皆さまの最初の同意なしに、生徒が特別教育の資格があるか判断するための最初の評価または関連サービスを実施することはできません。生徒が評価対象の場合、教育委員会は学校がある5日間以内に、評価への保護者の同意を尋ねる必要があります。

#### 最初のサービスを承認する場合

最初の評価が完了し、個別教育プログラム（IEP）チームが、生徒は特別教育の対象であると判断した場合、IEPチームは特別教育および関連サービス、生徒の配置を提案します。皆さまはIEPチームのメンバーになるので、教育委員会が最初に生徒へ特別教育および関連サービスを提供する前に同意をする必要があります。同意しない場合は、教育委員会は生徒に対し特別教育および関連サービスを提供することはできません。皆さまは提案全体または部分的に許可または拒否することができます。皆さまが許可したIEPまたは一部分は、皆さまが許可次第すぐに開始されます。

#### サービスの変更や配置、再評価をしたい場合

皆さまが生徒のためにIEPに賛同した後、教育委員会は、みなさまの同意の上、サービスや生徒の配置を変更したり、再評価を実施する必要があります。<sup>2</sup>同意を拒否される際は、皆さまには意見

<sup>2</sup>皆さまには、現在のプログラムにおける生徒の観察をする権利、生徒の配置前に提案されたプログラムを観察する権利もあります

の相違を解決するために教育委員会と積極的な話し合いをする義務があります。以前にサービスに同意したが、今は同意を取り消し、生徒をサービスから辞めさせたい場合は、書面にて手続きをする必要があります。教育委員会は、皆さまの同意なしに教育サービスの提供や生徒の再評価をする承諾を得るために、特別教育上訴局（BSEA）に聴聞会を要請することはありません。

### **最初に公共の健康保険 (MassHealthまたはメディケイド) を使用する場合**

教育委員会は、公共の健康保険により保障されている生徒のために、IEPに含まれる、いくつかの特別教育サービス費用を支払うために、公共の健康保険 (MassHealthまたはメディケイド) を使用することができます。教育委員会が最初にMassHealthに使用する前に、教育委員会はこの払い戻しを行うことを皆さまに通知し、任意の署名による同意を取得する必要があります。その通知では、特別教育サービスが皆さまや皆さまのご家族が負担する費用なしに提供されることや、皆さまの同意により、お子様のMassHealthのメリットや資格に対し、いかなる変更をもたらすことがないこと、MassHealthを使用するために共有される生徒の情報についての説明、皆さまの同意がいつでも取り消すことができること、皆さまが同意を取り消した場合や同意をしない場合は、生徒の特別教育サービスやプログラムを変更することがないことが記載されています。皆さまが引っ越しをしたり、生徒が別の地区へ登録された場合は、その新しい地区の教育委員会が皆さまに同意を再度お尋ねします。

### **チームの話し合いにIEPチームのメンバーが欠席する場合**

事前に皆さまの署名の同意の下、IEPチームのメンバーがチームの話し合いに欠席する場合があります。チームは参加しないチームメンバーの担当分野を話し合い、そのメンバーは事前に、書面にて意見を提示する必要があります。皆さまがそのメンバーの欠席に同意しない場合は、そのチームメンバーはIEPチームの話し合いに参加する必要があります。

#### **2.2 生徒に同意を確認することはありますか？**

**34 CFR §300.520 および 603 CMR 28.07 (5)**

マサチューセッツ州の法律では、生徒は十八歳（18歳）の誕生日を迎えると成人となります。生徒が18歳になると、裁判所が皆さまを生徒の法的保護者として任命するか、生徒自身が教育プログラムについて皆さまと一緒に決めたり、継続して皆さまに決めてもらいたいと書面にて手続きしない場合に限り、決定権は皆さまから生徒へ移行されます。教育委員会は、生徒が18歳を迎える、少なくとも1年前には皆さまと生徒に、この権利の移行による影響について話し合いをする必要があります。障害のある成人の生徒の保護者の場合、皆さまは学校から重要な通知がすべて継続して送られてきます。また、生徒自身が決めた場合においても生徒の教育記録を継続して確認することができます。

#### **2.3 特別教育に関する代理の保護者の場合は、いつ同意を尋ねられますか？**

**34 CFR §300.519 (g) および 603 CMR 28.07 (7)**

生徒が児童家庭福祉局の監護下にある場合や、生徒の保護者が特定できない、または所在が不明、親権が終了している場合、DESEは、生徒の代わりに特別教育についての決定をするために、利害の衝突がない成人を任命する責任があります。この成人を特別教育に関する代理の保護者と呼んでいます。DESEは、その生徒に対し特別教育に関する代理の保護者の任命が必要であるかどうかを判断しています。任命された特別教育に関する代理の保護者には、生徒の特別教育に関する保護者と同等の権利と責任があります。

#### **2.4 同意を取り消すにはどうしますか？**

**34 CFR §300.300(b)(4) および 300.9**

特別教育および関連サービスへの同意をしたが、今はその同意を取り消したい場合、書面にて手

続きを読む必要があります。すべての特別教育および関連サービスや、具体的なサービス、配置、MassHealthやメディケイドに関するその地区での使用への同意を取り消すことも可能です。教育委員会が皆さまから書類を受け取った際は、該当する場合、同意の取り消しによる教育的配置やサービスの変更についての通知を送ります。すべての特別教育および関連サービスへの同意が取り消された際は、教育委員会はFAPEを利用可能にしたり、IEPの話し合いや生徒のIEPの進展をしたりすることができなくなります。教育委員会は、その同意の取り消しにより、生徒の記録を修正したり、特別教育サービスに関する情報を削除したりすることはできません。

### 3. 教育委員会は保護者による要望がある際は生徒の評価をしますか？

34 CFR §300.301 および 603 CMR 28.04

生徒は、障害を持っているか、特別教育に該当するかどうかを判断するための総合的評価を受け取る必要があります。該当した際は、必要と思われる適切な特別教育や関連サービスを決めるためのサポートを受ける必要があります。子供の成長や障害の可能性があると懸念している保護者には、お子様に最初の評価を受けさせることを推奨しています。最初の評価を申し込む際に特別な用語は必要ありません。最初の評価の申請があった際は、教育委員会は保護者へ通知を送り、評価を実施するための保護者の同意を尋ねる必要があります。(障害の疑いがない、または、生徒の成長に懸念がないと思っている、評価を勧められた保護者等でない限り、教育委員会は最初の評価の実施について滅多に断られることはできません)。

教育委員会は、該当する場合、より生徒の特定のニーズに合うと思われる支援サービスに関する情報を保護者に紹介する場合もあります。しかし、教育委員会は、事前の紹介プログラムに基づき、または、他の指導支援活動を試すためなどの理由で、上記に説明されているように、評価を勧められた生徒の評価を断ることはありません。さらに、法律により、生徒が特別教育を受ける対象であること、および、継続して受ける必要があることを確認するために定期的な再評価の実施が義務付けられています。保護者の同意は、これらの再評価の前に毎回必要となります。

### 4. 独自の教育評価とは何ですか？

独自の教育評価 (IEE) は、生徒の教育を担当する教育委員会により雇用されていない資格のある監督者により実施されます。

教育委員会の評価に同意しない場合、公費で生徒のIEEを申請する権利があります。評価サイクルごとに、評価の分野ごとに1回のIEEを申請する権利があります。IEEを申請した際、教育委員会は、IEEを受講できる場所やIEEを申請する際の州の必要事項についての情報を提供する必要があります。マサチューセッツ州では、すべてのIEEは、登録、認定、認可、他の承認された資格のある担当者により実施され、責任を有する州の機関が定めた料金に従うことが求められています。生徒の固有な状況では、通常認められている額を超える個別の評価料金が正当化される場合があります。

#### 4.1 公費で実行される独自の教育評価はいつありますか？

34 CFR §300.502, M.G.L. C. 71B, § 3 および 603 CMR 28.04(5)

連邦の法律下で、皆さまが教育委員会により実施されるお子様の評価に同意しない場合、以下の条件の下、公費で独自の教育評価を受ける権利があります：

1. 公費でお子さんのIEEを申請する場合、教育委員会は不要な遅延なしに以下のいずれかを実施する必要があります：
  - a. お子様の評価が適切であることや、独自の評価が教育委員会の基準を満たしていないことを示すために適正手続に関する聴聞会を要請すること、または
  - b. 公費でIEEを提供すること。
2. 聽聞官は、教育委員会の評価が適切であると判断した際、教育委員会は皆さまから申請や設定された評価の費用を支払う必要はありません。しかし、皆さまにはまだ私費でIEEを受け

る権利があります。

3. 教育委員会が実施した評価に同意しない度に公費で受けられるIEEは1度のみとなります。

連邦の法律下での皆さまの権利に加え、マサチューセッツ州の法律では、IEEに関連する生徒と保護者の追加の保護も提供しています。例えば、皆さまが、所得に応じた段階的料金制度に基づいて、IEEの費用を公費と分担することを選択できるということです。こちらの州の基準で、皆さまはIEEを受けることができます。

その州の基準では、すべてのIEEを受けることができたり、所得に応じて公費と費用を分担して支払ったりすることができます。州の選択肢を使用することを選ぶ場合、その教育委員会は、皆さまのお子様に対する独自評価が適切であることを示すために適正手続に関する聴聞会を要請することはできません。無償または低額の給食を受ける対象の生徒、および世帯所得が連邦貧困ガイドラインの400%以下の家庭には、公費でIEEを受ける権利があります。他の生徒は、段階的料金制度に基づき、IEEの費用を公費と分担して支払う権利があります。教育委員会と経済状況を共有することは、皆さまの完全に任意となります。そのような情報を共有することを選択した場合、教育委員会は、皆さまがIEEの全額または一部支援の対象となるのかを迅速に書面にて通知し、それに基づきIEEの資金手続きを進める必要があります。世帯所得に基づいた公費による支援されたIEEを受ける権利は、皆さまが同意しないとした教育委員会の評価実施日から16か月間有効です。

皆さまが世帯所得要件に満たない場合や、経済情報を開示することを選択しない場合、何かの理由でマサチューセッツ州基準を任意で使用しないと決めた場合、教育委員会は連邦法律の下、公費で支援されたIEEの皆さまの要望を考慮します。学校がある5日間内で、教育委員会は公費によるIEEの提供に同意するか、特別教育上訴局（BSEA）に聴聞会を要請して、教育委員会が実施した評価が包括的で適切であったことを示すことができます。IEEに関する詳細な情報は、DESE行政勧告特別教育方針メモSY2024-2025に記載されています。

皆さまは、いつでも私費で独自評価を受けることができます。皆さまは、評価の結果を教育委員会に提出することができます。教育委員会と評価の結果を共有した際、その評価結果がIEEに関する教育委員会の基準を満たしている場合、お子様へのFAPEの提供に関する、いかなる決定においても、教育委員会はその評価結果を考慮する必要があります。その評価結果は適正手続の聴聞会において使用されることあります。

#### 4.2 IEEの結果は教育委員会により10日間以内に考慮される必要があります。

公費による生徒のIEEを取得した場合や、私費で取得した生徒の評価を教育委員会に共有する場合、生徒がIEPを受けているかどうかに関わらず、教育委員会は評価情報を受け取ってから学校がある10日間内にチームの話し合いを開く必要があります。教育委員会はIEEの教育的要素を考慮する責任があります。チームはその評価結果を考慮し、IEEの所見が迅速かつ適切に考慮されるために、必要な場合は、生徒のIEPまたは資格決定プロセスにどのような変更が必要なのかを決定します。

## 5. 生徒の記録はいつ確認できますか？

34 CFR 300.611 および 603 CMR 23.00

生徒の記録には、生徒のトランスクリプトおよび一時的な学校での記録で構成されており、健康記録、テスト、評価、指導記録、生徒の特別教育資格またはプログラムに関連するその他の記録が含まれます。<sup>3</sup>個人を特定できる生徒の情報は機密に取り扱われ、皆さまの同意なしに先生や教育局以外の方へ開示することはありません。

<sup>3</sup>生徒の保護者が、サービスが最初に提供された後、特別教育サービスの同意を取り消す場合、教育委員会は、特別教育サービスに関する情報を削除するために生徒の記録を変更することはできません。

皆さまと生徒（生徒が14歳以上の場合）は、皆さまの要望から10日以内、そして、IEP会議や適正手続の聴聞会の前に、生徒の記録の一部およびすべてを確認する権利があります。<sup>4</sup>要請すれば、書類の複製費用だけの合理的な料金を支払うと、その情報に関する書類を受け取ることもできます。生徒の記録を探したり、検索したりするのに関連する費用はかかりません。

そして、専門的な資格を有する学校職員に直接、記録の説明を受けることができます。皆さまが具体的で、説明を記載した書面による同意をすれば、代理人（支援者や、コンサルタント、弁護士）が生徒の記録を確認、検討、解釈することもできます。生徒の記録に関連するすべての権利は、マサチューセッツ州の生徒記録規則603 CMR 23.00に含まれています。これらの規則はこちらから確認できます <http://www.doe.mass.edu/lawsregs/603cmr23.html>。または、教育委員会やDESEの規則の書類を申請することができます。

通常、保護者、対象生徒、認可学校職員、州および連邦の教育局は、具体的で、説明を記載されている、保護者または成人生徒の同意なしに生徒の記録を確認することができます。教育委員会は、いくつかの情報を州および連邦教育局に、裁判所の命令として、または、健康と安全、法執行上の問題に対応するために情報を提供することができます。生徒の記録に関する役立つ情報は、こちらで確認してください <http://www.doe.mass.edu/lawsregs/advisory/cmr23qanda.html>。

## 6. 保護者や学校はどのように問題を解決することができますか？

34 C.F.R. 300.151-300.153, 300.506 – 300.518 および 603 CMR 28.08

保護者および教育委員会が問題解決のために一緒に取り組むことが奨励されています。障害者個人教育法（IDEA）パートB、その施行規則、州の特別教育法および規則は、教育委員会やその他の責任を有する公的機関との間で生じた意見の相違を解決するための選択肢を提供しています。次に、保護者および公的機関が、子どもの特別教育および、適格性を含む関連サービスに関する意見の相違を解決するために利用できるプロセスについて説明します。マサチューセッツ州内で利用できる紛争解決の選択肢には、調停、DESEの問題解決システム事務局への苦情の提出、特別教育上訴局への適正手続の聴聞会の要請があります。次に、各選択肢についてより詳しく説明します。

皆さまと教育委員会が別途合意や、[指導](#)の結果による生徒の配置の変更がない限り、配置やサービスに関する問題がある間、生徒は現在の教育プログラムおよび配置のままとなります。

### 6.1 問題について地元の学校事務局に伝えます

問題を通して協力して取り組むことは素晴らしい戦略であり、家と学校間での強い関係性を維持することができます。問題を処理するには、保護者が学校や地区の責任者と懸念事項について話し合うことが奨励されています。教育機関内で、相談する適切な担当者を特定するのが難しい場合があります。これらの役職の職員は、問題解決に向けて保護者をサポートするのに役立つことがよくあります：

- 皆さまの生徒の先生またはサービス提供者；
- 校長先生や教頭先生；
- 特別教育の責任者、特別教育の管理者、生徒サービスの責任者；
- 監督者（チャータースクール在籍の場合、チャータースクールの責任者）。

彼らの連絡先については地区のウェブサイトや[こちら](#)のDESE地区プロファイルウェブサイトで確認できます。

<sup>4</sup>教育委員会は、接近禁止命令や、離婚判決、親権に関する判決など、生徒に関する情報へのアクセスを制限する法的文書を受け取った場合にのみ、生徒の記録へのアクセスを制限することができます。

## 6.2 DESEの州への苦情申し立てシステム

他の州に在住の方を含め、機関や個人単位でDESEの問題解決システム（PRS）に州への苦情申立てを行うことができます。PRSが調査を行うために、書面による州への苦情申立てがIDEAパートBの規則により定められた特定の基準を満たしている必要があります。書面による州への苦情申立てには、十分であると考えられるような、IDEAパートBの規則に定められた具体的な情報が含まれている必要があります。その州への苦情申し立てには以下のことが含まれている必要があります：

- 公的機関がIDEAパートB、その施行規則、または州の特別教育法や規則に違反したという申告。しかし、申立人は法律や規則の具体的な条文を引用する必要はありません；
- その申告の根拠となる事実；
- 州への苦情申し立てをした方の署名および連絡先；および
- 州への苦情申し立てが特定の子どもに関する違反を申告している場合：
  - その子供の名前と在住している住所；
  - その子供が在籍している学校の名前；
  - ホームレスの子供や若者の場合は、その子供と繋がる連絡先、その子供が在籍する学校の名前；
  - その問題に関連する事実を含む子どもの問題の性質に関する説明；および
  - 州への苦情申立てを提出する時点で、その当事者が把握している範囲および提供可能な範囲での問題解決の提案。

州への苦情申立ては、PRSへ申告する1年前までに発生した違反である必要があります。州への苦情申立てはPRSに提出し、苦情を提出する個人または機関は、同時にその申し立ての書類を教育委員会または他の公的機関にも送る必要があります。

州への苦情申し立ての提出におけるサポートについては、州への苦情を電子的に提出するための電子受付フォームをDESEウェブサイトでご利用ください<https://www.doe.mass.edu/prs/>。オンライン受付フォームに加え、PRSは苦情申し立てをFAXやメール、郵便、直接受取にても受け付けていますので、下記連絡先をご確認ください：

問題解決システム事務局  
小中学校教育マサチューセッツ州部門、135 Santilli Highway -  
Everett, MA 02149  
代表電話番号：781-338-3700 TTY:  
N. E. T. リレーサービス：1-800-  
439-2370 Fax: 781-338-3710  
メールアドレス：[DESECompliance@mass.gov](mailto:DESECompliance@mass.gov)

州への苦情申し立てを提出するために、DESEのフォームの使用は必須ではありません。しかし、州への苦情申し立てには、34 C.F.R. § 300.153(b)により定められた要件および、十分であると考えられる上記の詳細な内容が含まれている必要があります。その受付フォームモデルはアラビア語、カーボベルデ語、中国語、ハイチ・クレオール語、クメール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、ベトナム語に翻訳することが可能となっており、要望があれば他の言語にも翻訳することも可能です。PRS (781-338-3700) に電話をして、苦情を提出するサポートを受けることもできます。PRSが州への苦情申し立てを処理する際に実施する詳細な手続に関してはこちらをご確認ください：<https://www.doe.mass.edu/prs/>。

上記要件を満たしている苦情申し立てを受け取った際は、PRSは、州への苦情申し立ての受け取りから60日間内に、事実や結論の所見を含めた決定を書面にて出す必要があります。以下の場合は、60日という期日が延長される場合もあります：

- 特定の苦情申し立てに関して例外的な状況が存在する場合；または
- 保護者および公共機関が調停または州が支援する他の代替的解決策に取り組むために、期日を延長することに任意で同意する場合。

州への苦情申し立てを処理する際、PRSは以下のことを実施します：

- 申し立て人に対し、州への苦情申し立ての内容についての追加の情報を口頭または書面にて提出する機会を提供します；
- 公共機関に対し、苦情を解決する提案、そして、当事者に34 C.F.R. § 300.506に遵守し、任意で調停に参加する機会を設ける提案など、その苦情への対応をする機会を提供します；
- 必要であると判断した場合は、独自の現場調査を実施します；
- すべての関連情報を確認し、公共機関が連邦や州の特別教育に関する法律や規則に違反しているかどうかを確認するために判断をします；そして
- 申し立て人および公共機関に、州への苦情における各申し立てに対応した、事実や結論の所見を含めた決定を書面にて出します。また、PRSの最終的な決定の理由も提示します。

その決定には、該当する場合は是正措置の要件も課し、必要に応じて最終的な決定を効果的に実施するための手順も含まれています。PRSが、公共機関が適切なサービスの提供ができていないと判断した場合は、最終的な書面の決定に、公共機関が特定された不遵守行為に対処するか、生徒レベルで救済策を提供する、またはその両方を実施する必要があるというは正措置について記載しています。また、公共機関は以下のことも対処する必要があります：

- お子様のニーズに対応するために適切な是正措置（補償サービスや料金の払い戻しなど）を含む、適切なサービスを提供できなかったこと；および
- 障害があるすべての生徒に対するサービスの適切な将来の規定。

是正措置には、社員研修や、追加の報告要件、ポリシーの変更、金銭的報酬、補償サービスなどが含まれます。PRSが不遵守行為を見つけた個々の生徒に関連する苦情の場合、是正措置として、以前類似した状況を経験した生徒に沿った内容の確認（記録の確認など）をし、必要な場合は、部門からの追加の全体的な介入の必要性を判断します。

州への苦情申し立てが保留中の場合であっても、当事者が問題解決と一緒に継続して取り組むことが奨励されています。PRSで州への苦情申し立てを提出した場合、皆様の懸念事項を解決するために調停や特別教育上訴局での適正手続の聴聞会の実施など他の問題解決策を妨げることはありません。

適正手続の聴聞会の一部である州への苦情申立てには、複数の問題が含まれており、そのうち1つ以上が適正手続の聴聞会で対応している場合、PRSは、適正手続の聴聞会で対応している部分については、その聴聞会が終了するまで州への苦情申立ての中から除外して対応する必要があります。しかし、適正手続の聴聞会で対応されていない州への苦情申し立てについては、上記のように迅速に処理をして解決をする必要があります。同じ当事者で、以前に適正手続の聴聞会で判断された問題が州への苦情申立ての際に挙がってきた場合、その聴聞会での決定は拘束力を有しており、PRSはその旨を申立人に通知する必要があります。<sup>1</sup>

### 6.3 中立的な立場の調停人を採用することを依頼します。

調停<sup>5</sup>は特別教育の法律や交渉手法を習得した中立の立場の職員により実施されます。PRS問題解決システムを通じて苦情が申し立てられている場合においても、保護者と学校の間で特別支援教育に関する意見の相違が生じた際に調停を実施することができます。調停人は、保護者と教育委員会間の意見の相違における話し合いをサポートし、双方が合意できる解決策へと導きます。調停での内容は機密で処理し、以後問題が正式な聴聞会や裁判手続の対象となった際ににおいても、双方の当事者が述べた内容は証拠として使用することはできません。双方が合意すると、書面にてその旨が処理され、双方に署名を頂きます。こちらの手続きは裁判所を介して執行される場合があります。

<sup>5</sup>調停のプロセスに関する説明はこちらのDESEウェブサイトにて確認できます

<http://www.mass.gov/anf/hearings-and-appeals/bureau-of-special-education-appeals-bsea/mediation/>。

調停はBSEA (781-397-4750) に連絡をすることで設定されます。調停の要請があった30日間以内に、調停人は皆さまと教育委員会と面談を設けます。その面談は、都合の良い時間と場所で実施されます。参加は任意ですが、教育委員会と保護者の双方は、調停を実施することに同意する必要があります。このサービスは無償で行なっています。

詳細な調停の仕組みについてはBSEA 781-397-4750にお問い合わせいただか、「[調停についてのよくある質問](#)」、「[BSEAでの調停について詳細を確認する](#)」にてご確認ください。<sup>6</sup>

#### 6.4 適正手続の聴聞会の要請および合意に向けた話し合いへの参加を要請する

皆さまと教育委員会が意見の相違を解決することができなかった場合、双方の懸念事項を聴取し、証言を聞き、証拠を検討し、判断を下す中立かつ公正な立場の調停人を設ける権利があります。この聴聞会はBSEAが主催しており、適正手続の聴聞会と呼んでいます。BSEAの聴聞会職員は特別教育の法律を習得しており、皆さまや、その問題に関係する誰とも個人的または職業的な関係性を持っていない必要があります。

適正手続の聴聞会では、適格性、評価、IEP、指導に伴う配置変更を含む教育的配置の決定、FAPE、特別教育や障害のある生徒のために州や連邦の法律の手続き的保護の提供に関する問題を取り扱います。苦情の根拠となる事象について、皆さまが知っていた、または知っていた際の<sup>7</sup>2年以内に聴聞会の要請をする必要があります。この期間は、教育委員会が苦情の問題を解決したと誤って説明したため皆さまが聴聞会の要請ができなかったことを証明した場合、または、教育委員会が皆さまに対して必要な情報を一部提供しなかった場合は、延長されることがあります。

皆さままたは教育委員会のいずれかが、もう一方の当事者と一緒に[適正手続の聴聞会の要請](#)<sup>8</sup>を書面にてBSEAに書類を送ることができます。BSEAは[聴聞会要請フォーム](#)<sup>9</sup>を作成しており、それを使用すること、または、フォームを使わずに皆さま自身で書いた書類を提出することができますが、お子様の名前と在住所（または、生徒がホームレスの場合は連絡先情報）、お子様が在籍する学校名、皆さまが懸念している問題に関する具体的な事実を含めた内容、問題に対する提案された解決策について必ず含める必要があります。聴聞会は苦情に記載された問題に限定されることに留意してください。

皆さまの適正手続の聴聞会の要請を教育委員会（または、その苦情に関連する他の当事者）へ送り、書類をBSEAへ送る必要があります。適正手続の苦情申し立てに十分な情報が含まれていない場合、もう一方の当事者は、15日以内にその内容の十分性について異議を申し立てることができます。BSEAは、その異議申し立てから5日以内に苦情申し立ての内容が十分かどうかを判断します。もう一方の当事者が同意、または、聴聞会職員が承諾した場合、追加の情報が苦情申し立ての内容に追加されます。後になって、苦情申し立ての内容に問題が追加された場合、聴聞会の予定は最初からやり直しとなります。

苦情申し立ての十分性に異議がない場合、聴聞会のプロセスは続行します。教育委員会が皆さまに対し、皆さまが懸念されている問題に関する[事前の書面通知](#)をまだ送っていない場合、教育委員会は、適正手続の聴聞会要請を受け取った10日以内に、苦情に対する対応を書面にて皆さまに送る必要があります。

<sup>6</sup><https://www.mass.gov/info-details/learn-about-mediation-at-the-bsea>

<sup>7</sup>「または知っているはずである」という表現は、皆さまがお子様のプログラムについて把握しているという責任があることを示しています。

<sup>8</sup>適正手続の聴聞会の要請に関する情報はこちらで確認できます：<http://www.mass.gov/anf/hearings-and-appeals/bureau-of-special-education-appeals-bsea/due-process-hearings/>。

<sup>9</sup><https://www.mass.gov/doc/hearing-request-form/download>

**注意事項：**教育委員会が適正手続の聴聞会要請を提出した場合、保護者は、聴聞会要請を受け取った10日以内に、教育委員会が挙げた問題について具体的に対応する必要があります。

皆さまが適正手続の聴聞会の要請をした後、教育委員会は、適正手続の聴聞会を実施する前の30日間、意見の相違について皆さまと協力して解決に取り組む必要があります。<sup>10</sup>

教育委員会は、皆さまから適正手続の苦情申し立てを受け取って15日以内に解決するための話し合いを設ける必要があります。<sup>11</sup>教育委員会は、皆さまと一緒にその話し合いに参加する必要があるIEPチームのメンバーを決めます。生徒の教育プログラムに関して決定権がある教育委員会の担当者は話し合いに参加する必要があります。教育委員会の弁護士は、皆さまが弁護士と一緒に参加しない場合は、参加する必要はありません。

皆さまと教育委員会が話し合いを設けないことに書面にて同意する場合や、調停プロセスを使用することを決めた場合でない限り、解決するための話し合いに参加する必要があります。解決するための話し合いに参加することを断った場合は、聴聞会は続行されません。

皆さまは希望しているが、聴聞会の要請から15日以上経過しても、教育委員会が解決するための話し合いを断ったり、遅延をしたりしている場合、聴聞会職員に聴聞会のプロセスの進捗状況について確認することができます。話し合いをしたが、教育委員会が申立てから30日以内に皆さまが納得する形で適正手続の苦情申し立てを解決しなかった場合、適正手続の聴聞会が進められます。

解決のプロセスは以下の事象が発生した際に完了します：

- 皆さまと教育委員会が書面にて解決期間を終了することに同意した場合；
- 30日間の解決期間の終了；
- 調停の終了；または
- 皆さまと教育委員会職員が問題解決に同意した内容を明記した書類に署名した場合。こちらは「解決の同意書」であり、州または連邦裁判所を介して執行することができます。皆さまと教育委員会が解決するための話し合いの結果として、合意となった場合、合意書に双方が署名した時点から3営業日以内であれば、皆さままたは教育委員会の一方が、その合意を無効にすることができます。

#### 6.5 適正手続の聴聞会の際に、公平な立場である聴聞会職員に証拠を提出します

適正手続の苦情申し立てを提出した際、BSEAは聴聞会の日付を設定し、聴聞会職員を配置し、聴聞会のプロセスについての詳細な情報および無償または低価格の弁護士やサポートをしてくれる擁護者のリストを皆さまに送ります。

適正手続の聴聞会の際に、皆さまと教育委員会は、それぞれの証拠を提出し、BSEAの公平な立場である聴聞会職員に対して証人の証言を行います。指導手続きに関連する聴聞会を含む適正手続の聴聞会にて皆さまは以下のことが可能です：

- 弁護士および／または擁護者の同席、助言、代理を受けること；
- 聽聞会にお子様を同席させること；
- 聽聞会を公開で行うこと；
- 書類や報告書などの証拠の提示；
- 証人に聴聞会への出席と質問への回答を求めるここと、または、召喚状により参加を義務付けること；

<sup>10</sup>皆さまおよび教育委員会が調停に同意した場合、皆さまは、30日の期日が過ぎた後も、調停を続行することに同意できます。

<sup>11</sup>教育委員会が適正手続の聴聞会を要請した場合は、この解決するための期間は必要ありません。

- 聴聞会で使用される証拠を少なくとも5営業日前までに確認し、聴聞会職員に確認していない証拠は提示しないよう依頼すること；
- 聴聞会の事実の所見および決定内容を、書面や要望に応じて電子的逐語記録として、無償で取得することができます。聴聞会の書面での記録を取得するには、書面にて要請する必要があります。

適正手続の聴聞会についての詳細な情報は、BSEA (781-397- 4750) にお問い合わせ頂くか、こちらからBSEAウェブサイトをご確認ください：<http://www.mass.gov/dala/bsea>。

聴聞会はマサチューセッツ州行政手続法 [bookmark14](#)<sup>12</sup> およびBSEA [聴聞会の規則](#)に遵守して実施されます。<sup>13</sup>聴聞会職員は、いずれかの当事者の要請による期間の延長を承諾しない限り、上記の解決期間が終了してから45日以内に最終決定をする必要があります。聴聞会職員は皆さまと教育委員会に対し、その決定に関する書類を送ります。保護者と教育委員会の双方は、聴聞会職員による決定に従う必要があります。

生徒にFAPEが提供されるかどうかに関する聴聞会職員の決定は、生徒の特別教育に関する権利が侵害された、または、特別教育に関する法律や規則の下、教育委員会が他の義務を果たさなかったという事実に基づいて判断される必要があります。特別教育の手続きに関する違反（適切なチームの話し合いを開かなかつたことや、不十分な記録の管理、期日を守らなかつたことなど）について苦情の申し立てをする場合、聴聞会職員は、以下の手続きに沿っていない場合にのみ、生徒がFAPEを受けていなかつたと判断することができます：

- 生徒のFAPEを受ける権利を侵害した場合；
- 生徒の教育に関する決定に関与する皆さまの権利を大きく侵害した場合；または
- 生徒から教育におけるメリットを剥奪した場合。

聴聞会職員の決定は、最終的な機関の決定であり、BSEAにより再度検討されたり、DESEにより変更されたりすることはできません。聴聞会の決定は公表され、<sup>14</sup>BSEAのウェブサイトで確認できます <https://www.mass.gov/bsea-decisions-and-rulings>。

## 6.6 聽聞会の決定に対して、州または連邦の裁判所に上訴する

保護者または教育医委員会のいずれかが、聴聞会職員の決定に同意しない場合、州または連邦の裁判所にその決定について確認を求めるることができます。そのような確認の依頼は、決定が出てから90日間以内に行う必要があります。

## 6.7 弁護費用 34 CFR §300.517

裁判所が判断しない限り、各当事者には自身の弁護費用を負担する責任があります。聴聞会の決定または裁判所手続きの進捗状況について書面にて希望する結果が得られた場合、裁判所<sup>15</sup>は、教育委員会が皆さまの妥当な弁護費用を支払う必要があることを判断します。しかし、教育委員会が解決策を提示した後に、皆さまの問題について訴訟した期間は、次のような場合には弁護費用を請求することはできないことを留意してください。

- 教育委員会は、聴聞会の10日以上前に解決策の提示を書面にて出す場合、
- 皆さまが10日以内に提案を承諾しなかった場合、そして
- 聆聞会の結果は解決策の提案よりも良くなかった場合です。

---

<sup>12</sup>M. G. L. c. 30A

<sup>13</sup><https://www.mass.gov/doc/hearing-rules/download>

<sup>14</sup>聴聞会の決定は、生徒が簡単に特定されるような情報を削除した上で公表されます。

<sup>15</sup>BSEAの聴聞会職員は弁護費用の支払いについては裁定していません。

教育委員会が希望する結果を得た場合、皆さまの弁護士が、皆さまの苦情が事実に基づいておらず、不合理で、軽薄で、または、不正な目的で追求したことを知ってもなお、苦情申し立てをしたり、訴訟を継続したりすることを裁判所が発見した場合、裁判所は皆さまの弁護士に教育委員会の訴訟費用を支払うよう命じる可能性があります。また、裁判所は、適正手続の聴聞会またはその後の訴訟原因の要請が、嫌がらせや、不必要的遅延、訴訟費用の不必要的増加などの不適切な目的で提出された場合、皆さまと弁護士に訴訟費用を支払うように命じることもあります。

**7. 生徒を私立学校に入学させ、教育委員会に授業料の払い戻しを求める場合、保護者にはどのような責任がありますか？** 34 CFR § 300.148

保護者が、公立学校が生徒に対しFAPEを提供していないと考え、生徒を私立学校に入学させることを決断する場合があります。保護者は、いつでも私立学校に生徒を入学させることができます。保護者が、私立学校での教育費用について公立学校が負担すべきだと考えている場合、保護者は教育委員会に対して、生徒のIEPやプログラムに対する異議を申し立て、IEPを拒否し、生徒を公立学校から退学させて、私立学校に入学させる意向を通知し、BSEAに聴聞会を申請する必要があります。保護者は生徒を公立学校から退学させる前に、最後のチームの話し合いで口頭にて、または、少なくとも退学させる少なくとも10営業日前までに書面にて、教育委員会に対して通知する必要があります。

教育委員会は、その生徒に対しFAPEを提供している場合、私立学校での学費を支払う義務はありません。生徒のプログラムがFAPEを提供しているかどうかや、私立学校での学費に関する払い戻し請求について、保護者と教育委員会間で意見の相違がある場合は、本書類の冒頭の方で説明したプロセスの手順通りに解決されます。聴聞会職員は、教育委員会がFAPEを生徒に提供していたかどうかを判断します。聴聞会職員が、教育委員会が生徒にFAPEを提供していなかったことや、皆さまが上記手順に従ったこと、私立学校への配置が適切であったことを認めた場合、聴聞会職員は、生徒の転校に関連するすべての状況を考慮した上で、私立学校への配置にかかった費用の全部または一部を教育委員会に請求することができます。

**8. 生徒の高等学校からの移行を計画するために何をする必要がありますか？** 34 CFR § 300.43

生徒の学校から卒業後の進路へ移行するための計画を立てることで、生徒が高等教育卒業後の教育、就労、地域活動、社会生活などの活動に参加できるように促すことができます。移行に関する計画は、生徒の強みや、要望、関心、ニーズに基づいており、生徒が14歳になると開始され、毎年チームの話し合いにて検討される必要があります。教育委員会は生徒の移行に関するニーズについて、皆さまおよび生徒<sup>16</sup>と話し合う必要があり、生徒が一般の高等学校を卒業、または22歳になった後、生徒の目標を考える必要があります。教育委員会は、[移行計画フォーム](#)<sup>17</sup>を使用し、年間の話し合いの結果を記録する必要があります。IEPには、生徒の障害や移行に関するニーズにおける適切な評価を基に、高等教育卒業後の数値的目標、目的、サービスが含まれている必要があります。一般の高等学校を卒業は、配置が変更になる、そして、生徒の特別教育の資格が終了するということになります。教育委員会が生徒の一般高等学校を卒業すると予想した場合、皆さまに通知をする必要があります。この話し合いは、生徒の卒業する、少なくとも1年前のチームの話し合いで実施される必要があります。

**9. 学校には障害のある生徒に対してどのような規律がありますか？** 34 CFR § 300.530

公立学校は、生徒に安全な学習環境を保障するための手続きと基準を設けている必要があります。生徒がどのような行動が求められているかを理解できるようにするために行動規範を公表することが学校に求められており、高等学校ではこれが義務付けられています。生徒が不適切な行動をし、学校の行動規範に違反した場合、学校はその生徒を指導します。指導は公平かつ公正に実施される必要があります。

通常、どんな生徒でも指導という理由で、10日間内の短期間停学処分を受けることがあります。停学処

<sup>16</sup>生徒は、高校卒業後の目標や天候について話し合うために、チームの話し合いに参加する必要があります。

<sup>17</sup> <https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/28mr/default.html>

分前に、生徒はどのような疑いがかけられているかを知られ、自分の立場や事情を説明する機会を与える必要があります。短期間の停学処分の間、学校は障害のない生徒に対して指導を行っている場合でない限り、障害のある生徒に指導する必要はありません。障害のある生徒が1学年度で通算10日間以上学校から停学処分を受けた場合、その生徒が引き続き一般教育課程に参加し、IEPで設定された目標に向かって進むことができるよう、その生徒に教育サービスを提供する必要があります。学校事務局は、生徒にどんなサービスが必要なのか判断するために、少なくとも1人の担当教師に相談する必要があります。サービスは、1学年度内の停学処分の11日目から開始され、停学中は継続して提供される必要があります。

学校は、特別教育の対象と判断された障害のある生徒に対する特別な指導規則に従う必要があります。<sup>18</sup>これらの指導規則の仕組みを示した表はDESEウェブサイトで確認できます。<sup>19</sup>これらの特別な指導規則は、生徒が10日間以上の連続して現在の教育配置 [bookmark24<sup>20</sup>](#) から停学処分を受けた場合や、生徒が指導としての理由で1学年度内で通算10日間以上停学処分を受けた場合、類似した行動に対して繰り返し停学処分が行われている場合、すぐに適用されます。学校は、生徒が10日間以上の停学処分を受けると決まった際はすぐに保護者に通知し、その通知を書面にても提供する必要があります。

生徒のIEPチームは、その処分に関する学校の決定が出た10日間以内に話し合いを設ける必要があります。「関連性の判定」と呼ばれる話し合いにて、IEPチームの皆さまと他のメンバーは、その不適切な行動が、生徒の障害に直接関連しているものなのか、生徒のIEPによる必要なサービスを提供できなかつたことに直接関連しているものなのか、IEPチームの皆さまと他のメンバーで判断します。関連性の判定では、IEPチームの皆さまと他のメンバーは、生徒のIEPや、皆さまおよび担当教師による生徒の行動観察、皆さまから提示された関連する情報を含む、生徒の生活から関連する情報を基に検討する必要があります。

チームが、生徒の不適切な行動が直接生徒の障害やIEPの適切な提供ができなかつたことに直接関連していないと判断した場合、その障害のある生徒は、他の生徒が同じ違反行為に対して受けるのと同じ方法や期間で指導処分を受けることになります。しかし、IEPチームは、生徒が配置される一時的代替教育環境 (IAES) および、提供される教育サービスを決める必要があります。IAESは、生徒がIEPに基づいた教育サービスを継続して受けることができる現在の教育環境以外の環境になります。学校職員は、生徒個人の状況を考慮し、障害のある生徒に対し配置変更が適切かどうか判断します。

チームが、生徒の不適切な行動が直接生徒の障害やIEPの適切な提供ができなかつたことに直接関連していると判断した場合、その障害のある生徒は、皆さまおよびIEPチームが別の配置をすることを決めない限り、最後に承認されたIEPの配置先に戻る必要があります。その生徒は、機能的行動評価も受ける必要があります。機能的行動評価 (FBA) は、生徒の行動に関する包括的な評価であり、IEPチームに生徒の行動の情報を提供し、問題行動の再発を防ぐために設計された行動介入サービスやプログラムの修正を特定します。生徒がすでに機能的行動評価を受けており、行動介入サービスの計画がある場合、IEPチームは、その行動介入サービスの計画に何か変更をするべきところはないか判断する必要があります。その問題行動が、IEPを適切に提供されていなかつたことが原因だった場合、学校は直ちに不備を是正するための対応を取る必要があります。

---

<sup>18</sup>特別支援教育に関する指導規定は、まだ特別支援教育の対象と認定されていない一部の生徒にも適用されます。その問題行動が起こる前に、保護者が、生徒の障害の可能性について監督者や管理職員、担当教師に書面にて懸念を伝えていた場合や、教師や他の職員が生徒の行動パターンについて特別教育の責任者や他の監督者に直接懸念を伝えていた場合、生徒が評価を受けることを紹介されており、その評価がまだ完了していない場合には、これらの特別な規定が適用されます。特別支援教育に関する指導規定は、両親が評価に同意しなかつた場合、生徒が事前に特別教育の対象であると判断されていなかつた場合、両親が特別教育や関連サービスへの同意を取り消した場合には適用されません。

<sup>19</sup> <https://www.doe.mass.edu/specialeducation/policy/dese/advisories/default.html>

<sup>20</sup>配置は、IEPサービスが提供される場所のことであり、IEPチームにより決められます。

学校敷地内や学校行事において、生徒が武器や薬物を所持または使用した場合、または、他の人に重大な身体的傷害を与えた場合、その行動が障害に関連するものであるかどうかの判定に関わらず、校長の判断により、最長学校がある45日間、IAESに配置されることがあります。IEPチームは、生徒がIAESにいる間、生徒に提供されるIAESや適切な教育サービスを決めます。

### 9.1 指導の決定に関する申し立て

保護者が指導規則に基づく生徒の配置に関する決定や、関連性の判定に同意しない場合、または、教育委員会が生徒を現在の配置のままにしておくことが生徒自身または他の人に対して重大な危害を及ぼす可能性が高いと考える場合には、保護者または教育委員会のいずれかが、この書類で冒頭に説明しているように、BSEAにて聴聞会の要請をして、その決定に関して申し立てることができます。

BSEAは、その指導による配置または関連性の判定に関する聴聞会を迅速に設けます。<sup>21</sup>その指導による配置または関連性の判定に申し立てをしている間、保護者と教育委員会が別の配置に合意しない限り、聴聞会職員が配置先を決めるか、指導期間が終了するまで、生徒はIAESにとどまる必要があります。

## 10. 法律や規則、その他の重要な情報はどこで確認できますか？

### 10.1 法律および規則

マサチューセッツ州の特別教育に関する法律の全内容は、マサチューセッツ州一般法 第71B章に記載されています。州の法律は「第766章」としてよく知られています。州の特別教育の規則は、マサチューセッツ州規則集 (CMR) 603 CMR 28.00 に記載されています。法律や、規則、他の有用な資料はDESEウェブサイトにて確認できます。<sup>22</sup>

連邦の特別教育に関する法律は障害者個人教育法 (IDA) を起用しています。連邦の法律はアメリカ合衆国法律集の20 U.S.C. § 1400 に記載されています。IDEAの施行規則は、連邦規則集 (CFR) の第34章

300 に記載されています。連邦の法律および規則に関する書類や詳細な情報は教育の米国部門のウェブサイトにて<http://idea.ed.gov/>をご確認ください。

### 10.2 個別教育プログラムのプロセスガイドおよびフォーム

特別教育のプロセスの仕組み (USDOE作成のIEPガイドから抽出) の概要をこちらから  
<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/default.html> ご確認ください。

IEPの構成に関するDESEの説明は、IEPプロセスガイドおよびIEPフォームを参照してください。こちらのDESEウェブサイトから確認できます：

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/default.html>.

### 10.3 略語表

特別教育に関するたくさんの共通用語は、その用語の各単語の頭文字を使った略語で構成されています。本書類で使用されている略語や用語は以下にまとめておりますのでご確認ください：

<sup>21</sup> 「BSEA聴聞会規則 II.C. 聽聞会を迅速に開く」をご確認ください p. 7.

|        |                    |
|--------|--------------------|
| BSEA : | 特別教育上訴局            |
| CFR :  | 連邦の規則集             |
| CMR :  | マサチューセッツ州の規則集      |
| DESE : | マサチューセッツ州の小中学校教育部門 |
| FAPE : | 無償の適切な公教育          |
| FBA :  | 機能的行動評価            |
| IAES : | 一時的代替教育環境          |
| IDEA : | 個別の障害者に対する教育方法     |
| IEE :  | 独自の教育評価            |
| IEP :  | 個別教育プログラム          |
| PRS :  | 問題解決システム           |

#### 10.4 ウェブサイトの表

DESEは保護者および教育委員会に対しインターネット上で広範囲の情報を公開しています。次のウェブサイトには、関連する法律、機関の方針、特別教育プロセスについて説明する書類が含まれています。

自閉スペクトラム症：

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/families/links/autism.html>

特別教育上訴局：

<https://www.mass.gov/bsea-decisions-and-rulings>

<https://www.mass.gov/doc/hear-ing-rules-revised-july-2024/download>

<http://www.mass.gov/anf/hearings-and-appeals/bureau-of-special-education-appeals-bsea/mediation/>

<https://www.mass.gov/doc/bsea-mediation-brochure/download>

<https://www.mass.gov/info-details/frequently-asked-questions-about-mediation-at-the-bsea>

<https://www.mass.gov/info-details/learn-about-mediation-at-the-bsea>

MassHealth（メディケイド）へのアクセスに関する同意書：

指導方法：

<https://www.doe.mass.edu/sfs/discipline/?section=view-all>

個別の障害者に対する教育方法：

[http://idea.ed.gov/。](http://idea.ed.gov/)

個別教育プログラム：

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/default.html>

個別教育プログラムプロセスガイド：

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/default.html>

独自の教育評価：

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/policy/dese/advisories/2004-1.html>

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/policy/dese/advisories/memo-sy2024-2025-7.html>

教育目的における保護者および主催者による教育プログラムの観察：

[http://www.doe.mass.edu/sped/advisories/09\\_2.html](http://www.doe.mass.edu/sped/advisories/09_2.html)

BSEAに対する手続的申し立てとPRS問題解決システムの比較：

<https://www.doe.mass.edu/prs/guide/default.html>

プログラム品質保証サービス問題解決システム：

<http://www.doe.mass.edu/prs/>

特別教育に関する法律：

<https://www.doe.mass.edu/lawsregs/statelaws.html>

特別教育に関する規則：

<https://www.doe.mass.edu/lawsregs/stateregs.html>

特別教育に関する代理保護者：

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/policy/dese/advisories/2013surrogateparent.html>

特別教育進路移行計画フォーム :

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/default.html>

生徒の記録に関する規則 :

<http://www.doe.mass.edu/lawsregs/603cmr23.html>

生徒の記録に関するよくある質問 :

<http://www.doe.mass.edu/lawsregs/advisory/cmr23qanda.html?section。>

進路移行計画 :

<https://www.doe.mass.edu/specialeducation/iep/transition/default.html>